する。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十五人（うち百十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百五十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

**附　則**

（監督局金融証券検査官の設置期間の特例）

**第七条**　第九条の金融証券検査官のうち四人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

**第八条**　［略］

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

**第九条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## ○内閣府令第十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条並びに第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| のとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十五人（うち百十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百五十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。 | のとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十五人（うち百十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百五十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。 |
| ［2～25　同上］ | ［2～25　同上］ |
| **附　則** | **附　則** |
| ［条を加える。］ | （監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例） |
| **第七条**　［同上］ | **第七条**　［同上］ |
| （証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例） | （証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例） |
| **第八条**　［同上］ | **第八条**　［同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引） | ［条を加える。］ |
| **第七条の二**　内閣総理大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。 | |
| （対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等） | ［条を加える。］ |
| **第七条の三**　内閣総理大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。 | |
| （対応する収益の獲得が予定されない承継資産） | ［条を加える。］ |
| **第七条の四**　内閣総理大臣は、センターが承継するたな卸資産について当該たな卸資産から生ずる費用に相当する額（以下「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該たな卸資産を指定することができる。 | |
| 2　前項の指定を受けたたな卸資産に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。 | |
| （財務諸表） | （財務諸表） |
| **第八条**　センターに係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 | **第八条**　センターに係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 |